

社会福祉法人手をつなぐ高岡

(  
定款  
)

平成 26 年 4 月 1 日現在

# 社会福祉法人手をつなぐ高岡 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第二種社会福祉事業

#### (イ) 障害福祉サービス事業の経営

ワースタカオカ事業所

ワースタカオカ

アシストたての

ワースいちのせ事業所

ワースいちのせ

ワースたから事業所

ワースたから

かごめ苑

ワースてんもく事業所

ワースてんもく

グループホームライフえいらく

#### (ロ) 相談支援事業の経営

特定相談支援事業所 あ・トーグ

第2条 この法人は、社会福祉法人手をつなぐ高岡という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を富山県高岡市立野 2412 番地に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### (顧問及び相談役)

第6条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 5 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 高岡市日中一時支援事業

(2) 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 29 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 30 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 31 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 32 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、高岡市長の認可を受けなければならない。

## 第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

第 33 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、高岡市長の認可（社会福祉法第 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高岡市長に届け出なければならない。

## 第 8 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人手をつなぐ高岡の掲示場に掲示するとともに、北日本新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	池田富蔵
理 事	福澤秀見
"	寄田正一
"	川口幸宏
"	蔭島 章
"	菅田吉弘
監 事	新 重治
"	定田俊幸

付則

この定款は、平成14年2月21日から施行する。  
この定款は、平成15年3月25日から変更施行する。  
この定款は、平成16年5月7日から変更施行する。  
この定款は、平成16年6月10日から変更施行する。  
この定款は、平成17年4月13日から変更施行する。  
この定款は、平成17年9月26日から変更施行する。  
この定款は、平成18年8月17日から変更施行する。  
この定款は、平成19年5月28日から変更施行する。  
この定款は、平成21年4月1日から変更施行する。  
この定款は、平成23年4月1日から変更施行する。  
この定款は、平成23年5月31日から変更施行する。  
この定款は、平成25年2月1日から変更施行する。  
この定款は、平成25年4月1日から変更施行する。  
この定款は、平成26年4月1日から変更施行する。